

レセ電通信調 2021003 号  
令和 3 年 4 月 28 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

### 医師の指示による分割調剤における調剤感染症対策実施加算について

令和 3 年 2 月 26 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 35）」により、令和 3 年 4 月調剤から 9 月調剤までの間、調剤感染症対策実施加算（4 点）が算定可能となりましたが、電子レセプトの請求において、医師の指示による分割調剤で算定する際に不要なエラーが発生しますので、下記により対応をお願いします。

### 記

#### 1 事象

医師の指示による分割調剤を行った際の調剤感染症対策実施加算（調剤基本料加算）については、分割の対象外として点数計算するところ誤って分割の対象として計算され、以下の不要なエラーが発生します。

項番	エラーコード	エラー又は確認事項	エラー原因
1	L4501	請求点数が誤っています。	請求点数が誤って記録された。
	L4502	第一公費の請求点数が誤っています。	第一公費請求点数が誤って記録された。
	L4503	第二公費の請求点数が誤っています。	第二公費請求点数が誤って記録された。
	L4525	第三公費の請求点数が誤っています。	第三公費請求点数が誤って記録された。
	L4526	第四公費の請求点数が誤っています。	第四公費請求点数が誤って記録された。
2	L4538	分割対象点数が誤っています。	分割対象点数が誤って記録された。
3	L4539	分割後点数が誤っています。	分割後点数が誤って記録された。

#### 2 対応

##### (1) 保険薬局の対応

前 1 の場合、「エラー分含む」で請求確定していただくようお願いします。

##### (2) 審査支払機関の対応

請求確定したエラーについては、調剤感染症対策実施加算（調剤基本料加算）を（薬学管理料加算）に補正し、その結果を増減点連絡書にて保険薬局にお知らせします。